

# 商品概要説明書

定期積金（定額式）  
（しきぶちゃん銀の星定期積金）

（令和8年4月1日現在適用中）

|   |   |
|---|---|
| 1. 商品名  | ・しきぶちゃん銀の星定期積金  |
| 2. ご利用いただける方  | ・公的年金を当JAで受給している方（個人）   |
| 3. 期間   | ・定額式<br>3年以上5年以下（月単位）   |
| 4. 払込方法<br>（1）払込方法<br>（2）払込金額<br>（3）払込単位                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。年金受給口座からの自動振替による払込みのみとします。</li> <li>・掛込周期は1ヵ月、2ヵ月のいずれかとし、全期前納は不可とします。目標式の場合は初回で掛金を調整いたします。</li> <li>・1回あたり5,000円以上1円単位。年金支給額の範囲内を上限</li> <li>・3年以上5年未満は月1万円以上掛込、5年は月5,000円以上掛込とします。</li> </ul>   |
| 5. 払戻方法   | ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。  |
| 6. 給付補填金<br>（1）適用利回り<br>（2）支払頻度<br>（3）計算方法<br>（4）税金<br>（5）金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭表示金利に0.1%上乗せ<br/>契約時の約定利回りを満期日まで適用します。<br/>なお、年金受給を他金融機関へ移された場合は当初契約時の優遇金利は無効とします。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。</li> <li>・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。<br/>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。</li> </ul> |
| 7. 手数料  | —   |
| 8. 付加できる特約事項  | ・総合口座の担保に組み入れできます。<br>（貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率）   |
| 9. 中途解約時の取扱い  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。</li> <li>①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合<br/>解約日における普通貯金利率</li> <li>②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合<br/>契約時の約定利回り×60%<br/>ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。</li> </ul>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>10. 貯金保険制度<br/>（公的制度）</p>                 | <p>・保護対象<br/>この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>  |
| <p>11. 取扱期間</p>                              | <p>令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）</p>   |
| <p>12. 苦情処理措置<br/>および紛争<br/>解決措置の<br/>内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会 （電話：0776-23-5255）<br/>京都弁護士会 （電話：075-231-2378）<br/>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p> |
| <p>13. その他参考と<br/>なる事項</p>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>  |

・ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。